

広報



# おくりょう

奥尻町民憲章(昭和53年7月15日制定)

わたくしたちは、緑ゆたかな神威の山と、幸多い日本海を友として清くたくましく育まれた奥尻の町民です。

風雪に耐えて秘境をひらいた先人の偉業をたたえ、恵まれた自然と郷土を愛し、みんなの力と創意をはたらかせ、誇りと責任をもち、希望にみちた住みよい町づくりに努めます。

- 1.自然を生かし 環境をととのえ 美しい町にしましょう
- 1.力をあわせ 生産の工夫につとめ 豊かな町にしましょう
- 1.きまりを守り 心とからだをきたえ 明るい町にしましょう
- 1.たがいに学び 教養を高め みのりある町にしましょう
- 1.郷土を愛し 未来をひらく若い力を育て 伸びゆく町にしましょう



## 老人と子供のふれあい植樹祭

4月29日みどりの日、青苗幼稚園、宮津小「みどりの少年団」、青苗老人クラブから、約120名が参加して植樹祭が行われました。この日、栗や桜等6種295本を「大きくなれ」と願いを込めて植樹しました。

平成5年

5月号

No.304

※町内行事の日程は変更になる場合がありますのでご了承下さい。

30日(日)	29日(土)	28日(金)	25日(火)	22日(土)	21日(金)	18日(火)	16日(日)	15日(土)	14日(金)	13日(木)	12日(水)	10日(月)	9日(日)	6日(木)	5日(水)	4日(火)	3日(月)	2日(日)	1日(土)	
子宮がん検診受付・北部 教育長杯少年野球大会	ボリオ予防接種	民生委員協議会	大會	町長杯争奪ゲートボール	眼科診療	リハビリ教室	午前(南部)・午後(北部) 奥尻商工会総会	町長杯争奪釣り大会	国民健康保険運営協議会 乳児健康診査	G予防接種	ツベルクリン判定・BC	ツベルクリン注射	愛鳥週間	耳鼻咽喉科診療(7日) 母の日	児童福祉週間	法定休日	憲法記念日	放(9月30日まで) 八十八夜	奥尻町歴史民族資料館開 線運行開始	町有バス夏ダイヤ・幌内

今月のカレンダー

# 国民健康保険とは…

## 「国保事業運営に皆さんのご理解とご協力を」

### 「健康のための助けあい」

わたしたちは、誰も皆「毎日元気でくらしたい」と思っています。あるいは「自分だけは病気にかかるはずがない」と思う方もいるかもしれません。

…しかし、病気やケガは突然やってきます。…

「いつ、どこで、だれが、どんな病気やケガになり、その費用がいくらかかるのか」わかりません。病院等にかかるとき、皆さんが病院の窓口で支払うお金は、健康保険のおかげで医療費全体の一部（費用の3割、又は2割負担の方もいます）で済みます。

※「国保は、みんなでお金をだしあって助けあう制度です。」  
【保険税は国保の大切な財源です】

医疗保险といわれる国民健康保険は、医療費の支払にあるため、皆さんの納める国保税と国の負担金等を財源として運営しています。

「病気やケガをして、初めてわかるありがたさ」とよくいわれますが、その国保をささえているのが保険税なのです。保険税がないと病院への医療費の支払ができないくなってしまいます。

※「保険税は期日までに必ず納めしてください。」

### 〔権利と義務、負担は公平に〕

奥尻町国民健康保険病院

わが国は「国民皆保険制」で、会社等職場の健康保険に加入している人とその家族や生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険に加入することが法律で定められており、国保加入者は保険税を納める義務があります。

仮に保険税を納めないと人がいると、その人の医療費の支払は保険税を納めている人が負担すると、不平等が生じます。そのようなことが続くと、誰でも納めるのが嫌になります。結果的に保険制度そのものが成り立たなくな

つてしまします。  
国保に限らずにごともそういうですが、義務あつての権利です。  
医療をうける前に、きちんと保険税を納めることが大切です。  
※「一人でも保険税を納めない人がいると皆が大変迷惑します。」

国保に限らずにごともそういうことで、義務あつての権利です。  
医療をうける前に、きちんと保険税を納めることが大切です。  
※「国保は、みんなでお金をだしあって助けあう制度です。」

### 「保険税が高いといいますが」

平成3年度の国保税は、道内の町村平均で1人当たり額6万9千857円、奥尻町の1人当たり額7万3千846円で、確かに道内平均より5%程度高くなっているようです。

しかし、これは医療費が全道平均よりも約5%程多くかかっている（道内町村の平均は1人当額16万9千861円、奥尻町では1人当額19万632円）ことと、保険税の収納率（税の調定額に対する実収納額の比率）が全道平均よりも約6%低いことが大きな原因です。

この2点の理由がなぜ他の町村の税額より高くなるのかというと①「医療費が多い」ことは経費の増加として直接税に影響し、②より交付される補助金のうち、予測される推定医療費を大きく超えるような医療費の多額な町村に交付される補助金の額が、収納率により各々定められており、低収納率のところには基準額よりも少なく交付されます。つまり税収が低いと医療費が同じようにも多くかかります。それでも国の補助金等の収入は見込めないので、国保税で負担することとなり、その分収納率の高い町村よりも税が高くなってしまうのです。

## 高額療養費が改定されます！

平成5年5月1日診療分から、高額療養費自己負担額限度額が下記の表のとおり改定されます。

高額療養費自己負担額限度額の改訂表

	一般		低所得者	
	現行	改定	現行	改定
自己負担限度額	60,000	63,000	33,600	35,400
多数該当世帯	34,800	37,200	23,400	24,600
世帯合算	30,000	据置き	21,000	据置き
特定疾患	10,000	据置き	10,000	据置き

災害など、国で定める特別な事情がないのに保険税を滞納している場合には、保険証を返してもらうことがあります。このとき保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を発行します。（ただし老人保健制度対象者や原爆等厚生省令で定められた医療の受給者には、別に保険証が交付されます。）

「被保険者資格証明書」で病院などにかかるときは、医療費の全額をいつたん支払っていただき、納めましょう。

### 「保険証の更新を忘れていませんか？」

旧保険証は4月30日で有効期限が切れています。有効期限の切れた保険証では病院にかかりません。お手元の国民健康保険証をもう一度確認してください。

まだ更新手続きが済んでいない方は早めに役場窓口で新しい保険証とお取り替えください。

町では、皆さんの健康づくりのために、健康相談や指導、ガン検診や住民検診、人間ドック等を行なっています。

早期発見、早期治療等、健康づくりに努めるようにし、貴重な保険税でまかなわれる医療費を適正に使うことが、結果的に保険税を安くするポイントです。

※「自分の健康は自分で守るよう心がけたいものです。」

### 「保険税を滞納する」と

町では、皆さんの健康づくりのために、健康相談や指導、ガン検診や住民検診、人間ドック等を行なっています。

また、災害、失業、突然の病気など、国の定めた特別な事情により、どうしても保険税の納付が困難な場合には、納税係又は国保係まで、早めにご相談下さい。

※「保険税は決められた納期内に納めましょう。」

## 5月は町民税 第1期の納める月です

※ 忘れずに5月30日までに納めましょう。

※ 納税には、便利で確実な口座振替をおすすめします。

# 入学・入園・入所

## おめでとう!!

### ピカピカの1年生

4月6日、町内の各小学校では一斉に入学式が行われました。

この日、稲穂小学校で2人、宮津小学校で10人、奥尻小学校で15人、青苗小学校で23人の、合せて50人が、元気な一年生になりました。

この内青苗小学校では、担任の先生が一人づつ名前を呼ぶと「ハイ」と大きな声で返事をして立ち



明日からここで勉強します

上がり、立派な一年生が誕生しました。

入学式が終わり教室に入ると、今度はみんなそろって、大きな声で先生の名前を呼ぶなど、本当に元気一杯でした。

この後先生から、ハサミやのり、クレヨンなどをもらい、笑顔満面の一年生達は、明日からの学校生活を楽しみにしているようでした。

### みんなともだちだね

4月9日は奥尻幼稚園で25人が、

東風泊保育所では18人が、それぞれ新しい「おともだち」として、入園・入所しました。

早くも友達をつくって、おにぎっこやジャングルジムで遊んだり、またなかには、お母さんに抱きついて離れない子供など、色々でした。

入園・入所前の子供たちは、お兄さんやお姉さんにプレゼントをもらったり、先生にお歌のプレゼントして可愛い子供たちでした。

そして奥尻幼稚園では、年長のお兄さんやお姉さんにプレゼントをもらったり、先生にお歌のプレゼントして

## 民生委員 児童委員を ご存じですか



皆んな達 よ 友達

レゼントをもらつたりして、みんな楽しそうに、大喜びでした。

あなたの住んでる地区の民生委員・児童委員が、老人、障害者、母子、父子、低所得者（世帯）をはじめ、福祉を必要としている人の相談に応じます。

『こんな時に

民生委員・児童委員に

お声を掛けて下さい』

●お年寄りの介護をされている方

で、日中お年寄りを看てもらえないだろうか。介護するのに便

利な機器や簡単に利用できる介護用品がないだろうか。

●子供が高校に受かったけど、学費の工面が大変。入院の費用がかかるんで生活が不安など。

●子供の成長などの子育ての相談、非行、登校拒否など子供に関する相談。

●子供が高校に受かったけど、学費の工面が大変。入院の費用がかかるんで生活が不安など。

ズンを迎えたが、次のことに十分心がけ、事故を防ぎましょう。

○安全に楽しむために

○目的地、帰宅の時間などをあらかじめ家族や知人に知らせておきましょう。

○釣り場では、左右やうしろの人間に十分注意しましょう。

○救命胴衣は船釣りにはもちろん磯釣りでも着用しましょう。

○携行品には命綱、呼び子笛、懐中電灯、非常食、救急薬も加えてください。

○自然を守るために

○ゴミは自分で持ち帰りましょう。特にビニール袋は、海や川を汚す大きな原因となっています。

○捨て針、捨て糸による野鳥の被害が増えています。必ず持ち帰つて処分しましょう。

○資源の保護のために

○小さな魚は放流して、大きくなしてから釣りましょう。

○藻場、貝類など（アワビ、ウニ、ワカメなど）を取ることは絶対にやめましょう。

○資源の保護のために

特設人権相談所開設

国民年金保険料

5月分の納期限は5月30日です。

※忘れず地区の婦人会か役場

青苗支所に納めましょう。

（6月10日）町総合研修センター

（6月11日）奥尻町公民館

・いずれも午前10時から午後3時まで

・人権、登記、その他心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

・クリーニング・オフ制度を利用しま

すので、よろしくご協力ください。

（6月10日）町総合研修センター

（6月11日）奥尻町公民館

・いずれも午前10時から午後3時まで

・人権、登記、その他心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

・クリーニング・オフ制度を利用しま

すので、

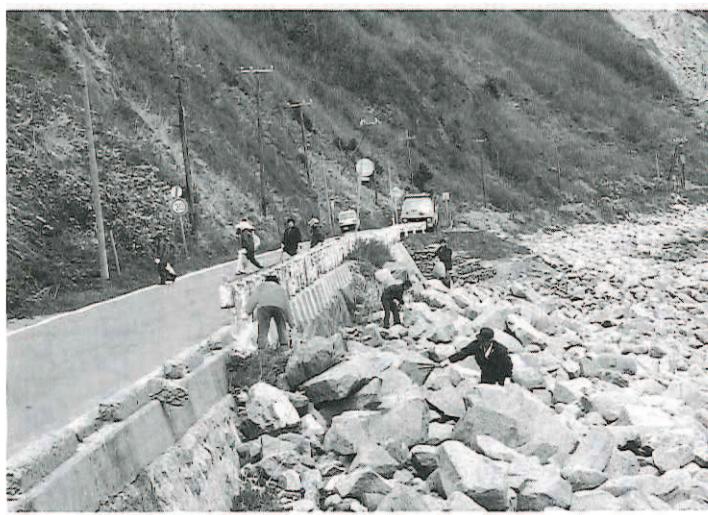




# 町民のひろば



## 大成功!! 「クリーンアップ作戦」



皆さん大変お疲れ様でした。

☆敬称略・順不同  
奥尻町クリーンアップ作戦に協力いただいた各団体・事業所  
○奥尻町婦人団体連絡協議会○奥尻商工会○奥尻島観光協会○奥尻建設協会○奥尻漁業協同組合○奥尻農業協同組合○奥尻町内会連合会○奥尻町明日を築く青年会議○航空自衛隊第29警戒群○奥尻技能者協会○江差信金年金友の会奥尻支部○青苗支部○函館土木現業所奥尻事業所○江差營林署○奥尻森林事務所○工藤組○櫻海老原建設○工藤建設㈱○㈲堀清水組○㈲伊藤建設○㈲太神建設○㈲櫻引組○㈲奥尻電機○奥尻町交通安全協会○奥尻町ボランティア連絡協議会○奥尻水産普及指導所○北海道電力㈱○奥尻火力発電所

4月30日、奥尻町内で一斉に「奥尻町クリーンアップ作戦」が実施されました。

2・3日前から当日まで、殆どの町民に連絡されていました。当日約500人の町民の皆さんに参加して載きました。大勢の方に参加して載ったこと

もあり、小型トラックに13台分もの空カン・空ビン等を回収しました。また、回収した空カン・空ビンのうち、再利用が可能なものに関しては、高齢者事業団が引き取り、リサイクル運動にも一役買つていました。

参加して載きました、各団体及び町民の皆さんに紙面をお借りして、厚くお礼申し上げます。

ところで、よく考えてみて下さい。誰かが捨てたものを私たちが捨てたのです。

空カンや空ビン等は、絶対に自然に増えるものではないのです。皆さん、空カンや空ビンの投げ捨ては絶対にやめましょう。

ありがとうございました。

奥尻町クリーンアップ作戦に協力いただいた各団体・事業所

○奥尻町婦人団体連絡協議会○奥尻商工会○奥尻島観光協会○奥尻建設協会○奥尻漁業協同組合○奥尻農業協同組合○奥尻町内会連合会○奥尻町明日を築く青年会議○航空自衛隊第29警戒群○奥尻技能者協会○江差信金年金友の会奥尻支部○青苗支部○函館土木現業所奥尻事業所○江差營林署○奥尻森林事務所○工藤組○櫻海老原建設○工藤建設㈱○㈲堀清水組○㈲伊藤建設○㈲太神建設○㈲櫻引組○㈲奥尻電機○奥尻町交通安全協会○奥尻町ボランティア連絡協議会○奥尻水産普及指導所○北海道電力㈱○奥尻火力発電所

## 結果 ミニバレー大会



今回入賞された皆さん

## 「うにまるメッセージ」 追跡調査にご協力を!

町では、皆さんから平成元年にタイムカプセルに託してお預りしました「うにまるメッセージ」も早くも5年を経過いたしました。その後の追跡調査を往復ハガキで調査いたしますので申込人、受取人の住所及び氏名などに変更がありました。昨シーズンは、奥尻町ミニバレー愛好会に15団体、13組のチーム登録があり、会員数は約250名と過去最高の盛り上がりでした

が、さて、今年はどうでしょうか。では4月29日に行われました、女性の勝負、マルミふじやレディースの結果をお知らせします。

詳しいことについては、役場企い合わせ下さい。

画振興課 Tel 2-3111番にお問い合わせ下さい。



小林 耕輔さん(字奥尻)

わが家の  
アイドル  
きぶん  
さいこうだー!!

長男 州人くん(1歳10ヶ月)

## 奥尻町歴史民俗資料館開館のお知らせ

奥尻町教育委員会では、今年も

歴史民俗資料館を5月1日から開

館いたします。

この歴史民俗資料館には、昭和

51年から始められた遺跡発掘調査

によつて出土した貴重な遺物が数

多く収蔵されておりますが、教育

的活用をも考慮し、一部の復元展

示や昆虫標本展示、奥尻島を形成

する岩石標本の展示や化石標本、

奥尻島周辺海域で採取された貝殻

標本の展示など内容を充実してお

りますので町民皆様のご来館をお

待ちしております。

開館期間 5月1日~9月30日

開館時間 午後1時~5時まで

休館日 毎週月曜日

観覧料 大人1人 100円

中高生1人 50円

小学生1人 30円

団体(10名以上) 10%割引

よろしくお願いします



青苗警察官  
駐在所巡査部長  
齊藤祐二さん

この度、齊藤祐二さん(38歳・字青苗)が、江差警察署青苗警察官駐在所に勤務されることになりました。

齊藤さんは道内静内郡静内町出身で道立静内高等学校を卒業した後、昭和48年7月1日、北海道警察官になりました。

齊藤さんは「この度、道警察本部交通機動隊から当地を希望し勤務を命じられ、奥尻に来ました。この青苗駐在所に勤務させていただくことになりますが、家族5人、大変お世話になりますが、よろしくお願いします。

奥尻は気候、風土、人情も申し分のない所だと聞いており、大変うれしく思っています。

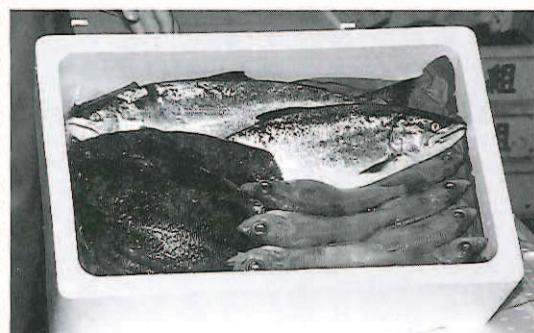
今後は、一日も早く皆さんの仲間として、一員として、努力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。」と抱負を語っていました。



こんな出土品がいっぱい

# ご存じでしょうか 「島から旬の味直便」

今春から始まつた「島から旬の味直便」をご存じでしょうか？  
これは、奥尻島で捕れる四季折々の魚貝類、またそれを加工した特産品を（現在は生物中心）、春夏秋冬、季節に合わせて年4回、奥尻漁業協同組合から直送する、いわば、「ふるさと小包」です。



今回送られた直便の内容物

4月28日に第一回の「旬の味直便・春の号」が発送されました。その直便の内容としまして、サクラマス・2尾、クロガシラカレイ・2尾、メバル・7尾と、3種11尾が入つていて、まさに「奥尻島から旬の味直便・春の号」の名にふさわしいものでした。なお、お申し込み、詳しいお問い合わせは、奥尻漁協（Tel 3局2311）または、役場企画課（Tel 2局3111）までご連絡下さい。

電波は、テレビやラジオをはじめ、船舶・航空機・列車等の安全運行のための通信、海上保安・警察・消防用通信等社会のあらゆる分野で重要な役割を果たし、私たちの生活にとって必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、不法市民ラジオ等による電波障害は後を絶たず、特に最近はアマチュア用無線機を不法改造し、アマチュア局の割当周波数外の電波を使用して、消防・救急無線や警察無線等に妨害を与える不法アマチュア局や、MCAシステム等に混信妨害を与える不法パーソナル無線が増加しています。また、その改造の手口も悪質かつ巧妙化しています。

郵政省では、このような不法無線局による混信妨害等から正しく無線局を運用している電波利用者を保護し、いつでも良好な電波環境を整備する運動を進めています。

電波法違反を防止するため、次にご留意してください。

◎アマチュア無線やパーソナル無線は、免許を受けてから使用す

ること。

◎免許を受けたパーソナル無線であっても、これを改造又は電力増幅器等を付加した場合は、電波法違反（電波法第110条第1号該当）となること。

◎一部の店舗で、国内では使用が認められていない無線機（不法市民ラジオ・不法コードレス電話等）が販売されていますが、これを購入して使用すると電波法違反（第110条第1号該当）となること。

◎アマチュア無線機を不法改造しないこと。

混信妨害やテレビ・ラジオの受信障害でお困りの方は、次のところまでご連絡下さい。

北海道電気通信監理局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）

電話011-709-2311

電波法では、免許を受けないで無線機を取り付けた者は、使用しなくても处罚の対象となり、罰則も「1年以下の懲役又は20万円以下の罰金」となっています。（電波法第110条第1号）また、昭和62年10月1日から、電波法に定める技術基準に適合しない無線設備基準不適合設備）を製造・改造又は販売する事業者に対し、業務報告の徴収、販売に関する勧告、事業者の公表などの措置をとることができるようになりました。（電波法第102条の11及び第102条の12）さらに、この業務報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。（電波法第113条第9号）

電波法違反を防止するため、次にご留意してください。

◎アマチュア無線やパーソナル無

線は、免許を受けてから使用す

ること。

◎免許を受けたパーソナル無線であっても、これを改造又は電力増幅器等を付加した場合は、電

波法違反（電波法第110条第1号該当）となること。

◎一部の店舗で、国内では使用が

認められていない無線機（不法

市民ラジオ・不法コードレス電

話等）が販売されていますが、

これを購入して使用すると電波

法違反（第110条第1号該当）とな

ること。

◎アマチュア無線機を不法改造し

しないこと。

混信妨害やテレビ・ラジオの受

信障害でお困りの方は、次のところまでご連絡下さい。

北海道電気通信監理局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）

電話011-709-2311

電波法では、免許を受けないで無線機を取り付けた者は、使用

しなくても处罚の対象となり、罰則

も「1年以下の懲役又は20万円以

下の罰金」となっています。（電

波法第110条第1号）また、昭和62

年10月1日から、電波法に定める

技術基準に適合しない無線設備基

準不適合設備）を製造・改造又は

販売する事業者に対し、業務報

告の徴収、販売に関する勧告、事

業者の公表などの措置をとること

ができるようになりました。（電

波法第102条の11及び第102条の12）

さらに、この業務報告をしなかつ

た者、又は虚偽の報告をした者は、

10万円以下の罰金に処せられるこ

とになりました。（電波法第113条

第9号）

電波法違反を防止するため、次に

ご留意してください。

◎アマチュア無線やパーソナル無

線は、免許を受けてから使用す

ること。

◎免許を受けたパーソナル無線であ

っても、これを改造又は電力

増幅器等を付加した場合は、電

波法違反（電波法第110条第1号該当）となること。

◎一部の店舗で、国内では使用が

認められていない無線機（不法

市民ラジオ・不法コードレス電

話等）が販売されていますが、

これを購入して使用すると電波

法違反（第110条第1号該当）とな

ること。

◎アマチュア無線機を不法改造し

しないこと。

混信妨害やテレビ・ラジオの受

信障害でお困りの方は、次のところまでご連絡下さい。

北海道電気通信監理局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）

電話011-709-2311

電波法では、免許を受けないで無線機を取り付けた者は、使用

しなくても处罚の対象となり、罰則

も「1年以下の懲役又は20万円以

下の罰金」となっています。（電

波法第110条第1号）また、昭和62

年10月1日から、電波法に定める

技術基準に適合しない無線設備基

準不適合設備）を製造・改造又は

販売する事業者に対し、業務報

告の徴収、販売に関する勧告、事

業者の公表などの措置をとること

ができるようになりました。（電

波法第102条の11及び第102条の12）

さらに、この業務報告をしなかつ

た者、又は虚偽の報告をした者は、

10万円以下の罰金に処せられるこ

とになりました。（電波法第113条

第9号）

電波法違反を防止するため、次に

ご留意してください。

◎アマチュア無線やパーソナル無

線は、免許を受けてから使用す

ること。

◎免許を受けたパーソナル無線であ

っても、これを改造又は電力

増幅器等を付加した場合は、電

波法違反（電波法第110条第1号該当）となること。

◎一部の店舗で、国内では使用が

認められていない無線機（不法

市民ラジオ・不法コードレス電

話等）が販売されていますが、

これを購入して使用すると電波

法違反（第110条第1号該当）とな

ること。

◎アマチュア無線機を不法改造し

しないこと。

混信妨害やテレビ・ラジオの受

信障害でお困りの方は、次のところまでご連絡下さい。

北海道電気通信監理局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）

電話011-709-2311

電波法では、免許を受けないで無線機を取り付けた者は、使用

しなくても处罚の対象となり、罰則

も「1年以下の懲役又は20万円以

下の罰金」となっています。（電

波法第110条第1号）また、昭和62

年10月1日から、電波法に定める

技術基準に適合しない無線設備基

準不適合設備）を製造・改造又は

販売する事業者に対し、業務報

告の徴収、販売に関する勧告、事

業者の公表などの措置をとること

ができるようになりました。（電

波法第102条の11及び第102条の12）

さらに、この業務報告をしなかつ

た者、又は虚偽の報告をした者は、

10万円以下の罰金に処せられるこ

とになりました。（電波法第113条

第9号）

電波法違反を防止するため、次に

ご留意してください。

◎アマチュア無線やパーソナル無

線は、免許を受けてから使用す

ること。

◎免許を受けたパーソナル無線であ

っても、これを改造又は電力

増幅器等を付加した場合は、電

波法違反（電波法第110条第1号該当）となること。

◎一部の店舗で、国内では使用が

認められていない無線機（不法

市民ラジオ・不法コードレス電

話等）が販売されていますが、

これを購入して使用すると電波

法違反（第110条第1号該当）とな

ること。

◎アマチュア無線機を不法改造し

しないこと。

混信妨害やテレビ・ラジオの受

信障害でお困りの方は、次のところまでご連絡下さい。

北海道電気通信監理局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）

電話011-709-2311

電波法では、免許を受けないで無線機を取り付けた者は、使用

しなくても处罚の対象となり、罰則

も「1年以下の懲役又は20万円以

下の罰金」となっています。（電

波法第110条第1号）また、昭和62

年10月1日から、電波法に定める

技術基準に適合しない無線設備基

準不適合設備）を製造・改造又は

販売する事業者に対し、業務報

告の徴収、販売に関する勧告、事

業者の公表などの措置をとること

ができるようになりました。（電

波法第102条の11及び第102条の12）

さらに、この業務報告をしなかつ

た者、又は虚偽の報告をした者は、

# お元気ですか 社協です

奥尻町社会福祉協議会

平成5年度事業計画決まる  
新緑若葉に映える季節となりました。町民各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

社協は法人化され、昨年11月満2年を経て、役員改選が行われました。初心を忘れず事業を推進してまいります。

去る3月26日、評議員会を開催して新年度事業計画と予算を決めましたので、その概要をお知らせいたします。

事業計画は基本方針と実施事業の概要で構成されております。

## ◎基本方針

21世紀の高齢化社会に向けた福祉社会の実現をめざして、社会経済的な取り組みが本格化しているが、今後急増が予想される要介護老人や障害者その他多様化する福祉ニーズに対応するため、戦後形成されたわが国の社会福祉を抜本的に見直し、または改革する動きが具体化してきました。

国は、社会福祉の新たな展開を図るために基本的な考え方として、①市町村の役割重視②地域福祉サービスの健全育成④福祉と保健・医療の連携強化・総合化⑤福祉の担い手の養成と確保⑥サー

ビスの総合化・効率化を推進するための福祉情報提供体制の整備等が掲げられ、特に在宅福祉サービスの充実では社会福祉協議会の本機能が一層發揮されると期待されています。

その中で、特に社会福祉協議会の事業等としては、市町村の社会福祉協議会の活動を従来の事業のほかに、次の規定が加えられておりま

す。「地域において、主として住民参加型の民間福祉活動を企画、実

施する団体と位置づける」という「実施する団体」として位置づけられております。

人間誰しも永年住みなれた地域で安心して心豊かな人生を送ることは、誰にとつても最高の願いがあります。

しかしながら必ずしもこうした願いに応えていないのが現実の社会でもあります。

このようない福の問題を解決するには、行政の立場からは実態に即応したキメ細かな「福祉の供給」が必要であります。が、社協は、機構の基本である「住民主体」の原則を守りながら、行政、民協、町内会、各種住民組織(ボランティア)、医師会、施設と連携をとりそれぞれの分野における役割分担を明確にしながら「協働体制」(ネットワーク)の確立を図っていくかなければなりません。

平成2年、国は本格的な高齢化社会の到来に対応し、社会福祉8カ年戦略の実施が決定されました。これにより、本年4月1日より町村に老人福祉法および身体障害者福祉法の重要な仕事の移譲が行われ、また老人保健福祉計画が策定される年でもあります。

本会は、これらの状況を踏まえて、社会福祉への理解を地域から積み上げていくために、民間福祉団体の中核的立場を意識しながら、柔軟で自主的な行動のとれる運営体質をめざし、住民参加による福祉のまちづくりを目標に平成5年度事業を推進することいたしました。

牧田力さん、匿名の方々に深くお礼を申し上げます。

社協では寄付者と相談して福祉振興基金に積立てました。

この度、宇奥尻の牧田力さんより、金1万5千円を、また、町内のお2人の匿名の方より、金9千40円と金1万3千40円をそれぞれ福祉のために役立ててほしいと社協に寄付をいただきました。

お礼を申し上げます。

- 地域福祉実践計画の実施
- 歳末たすけあい運動の実施
- 生活福祉資金の活用
- 応急生活資金の貸付
- 児童福祉活動の推進
- 地域子ども会に対する助成
- 老人福祉活動の推進
- 敬老会の援護
- 老人福祉施設への慰問及び協力
- 老人クラブへの助成
- 特別生活資金の貸付
- 在宅福祉への対応
- 母子福祉活動の推進
- 母子会活動への助成
- 母子福祉の推進
- 特別生活資金の貸付
- 身障害者の福祉の推進
- 身障分会活動に対する助成
- 身障生活福祉資金の活用
- 特別生活資金の貸付
- 身障者の活動とふれあいの場の拡大
- 保護司会活動への協力
- 保護司会への助成
- 戦没者遺族福祉活動の推進
- 遺族会に対する助成
- 社会奉仕活動の推進
- 環境美化運動への協力
- 新生活運動への協力
- 安全の確保
- 赤い羽根共同募金運動への協力
- 心配ごと相談所の開設
- ボランティア活動の組織強化
- 社会福祉大会及び各研修会への参加
- 先進地の視察
- 研修の推進
- 広報活動の推進
- 社会福祉協議会活動の広報
- 各種福祉ニーズの調査
- 調査活動の推進
- 各種福祉ニーズの調査

瀬棚・北桧山・札幌間の都市間高速バス運行のお知らせ

今年も瀬棚・北桧山・札幌間の高速バスが、左記のとおり運行します。

ますのでお知らせします。

夫の名	妻の名	住所
坂本 彰	山科 明美	字湯浜
近藤 祐光	板橋まり子	字青苗
池端 勝	佐々木 ケイ	字青苗
新井山 ハナ	佐藤 八太郎	字赤石
伏間 和子	和子	字青苗
おなまえ 年齢	おなまえ 年齢	おなまえ 年齢
住 所	住 所	住 所

4月号(No.303)で8頁~9頁に掲載した奥尻町役場機関図の中で農林課畜産係自動車整備課整備係介護人森口和子池田陽子主査丸山龍男中野清美

おわびして訂正いたします。

4月号(No.303)で8頁~9頁に

掲載した奥尻町役場機関図の中で

農林課畜産係自動車整備課整備係介護人森口和子池田陽子主査丸山龍男中野清美

おわびして訂正いたします。

4月号(No.303)で8頁